

公 告
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構北海道国際センター（以下「JICA 北海道」という。）が、2018 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 北海道研修業務課（電話：011-866-8393、担当：福地）宛にお願い致します。

2018 年 3 月 6 日

独立行政法人国際協力機構
（北海道国際センター）
契約担当役 小畑 永彦

2018 年度課題別研修「地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の導入研修」コースに係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道国際センター（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国において障害者支援に携わる中央政府及び地方政府の行政官、障害者団体を含む NGO 職員に対して、地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の理論及び北海道の実践を紹介することにより、参加者が自国で CBR、CBID を実践することを目指すものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人日本国際協力センター(JICE)（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。上記特定者は、2017 年度に当該課題別研修コースを共同企業体の代表として受託し、対象国の地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の導入に資する講義、視察、実習及び研修員の理解の促進を含む研修事業を円滑に実施しています。

さらに、上記特定者は、北海道において障害者、高齢者を地域で支援しつつ、地域の活性化を行う社会福祉法人とのネットワークを有していると共に、JICA の研修事業に関する知見も豊富であることから、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 業務名 : 2018 年度課題別研修「地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の導入研修」コース
- (2) 業務の目的 : 上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容 : 研修委託業務概要（別添 A）のとおり
- (4) 履行期間 : 2018 年 9 月上旬から 2019 年 1 月下旬まで（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成 29・30・31 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。その場合は、次の書類を添付すること。<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

- ・ 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq0000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- ・ 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 か月以内のもの）
 - ・ 財務諸表（直近 1 か年分、法人名および決算期間が記載されていること）
 - ・ 納税証明書（その 3 の 3、発行日から 3 か月以内のもの）（写）
- ② 独立行政法人国際協力機構一般事務取扱最速第 4 条 1 項の規定に該当しない者。具体的には会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。
具体的には以下のとおり扱います。
- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。）

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が地方自治体の定める暴力団の排除の推進に関する条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の資格、認証等を有すること。

案件受託上の条件として、2018 年度を第 1 回目として受託し、2019 年度まで、計 2 回の同一案件を受託可能であること。なお、2018 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2019 年度案件まで当該分野コースの随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結する。

2. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間 ※注1	2018年3月6日(火) 午前10時から 同年3月19日(月) 午後5時まで
	提出場所	JICA 北海道(札幌) 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書等 必要書類1部 ※注2
	提出方法	持参または郵送(書留としてください)
(2) 審査結果の通知	通知日	2018年3月26日(月)
	通知方法	当センターホームページへ掲載
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 北海道(札幌) 研修業務課
	請求方法	持参または郵送(書留としてください)
	回答予定日	2018年4月6日(金)
	回答方法	郵送

※注1：提出期間

送付(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から14:00までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

※注2：提出書類

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書(別添B)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 平成29・30・31年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書(別添B)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- 3) 登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの)
- 4) 財務諸表(直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること)(写)
- 5) 納税証明書(その3の3、発行日から3か月以内のもの)(写)

3. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：JICA 北海道（札幌）研修業務課

以上

2018 年度課題別研修「地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の導入研修」コース
研修委託契約業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) 研修コース名

2018 年度課題別研修「地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の導入研修」コース

(2) 技術研修期間(予定)

2018 年 10 月 9 日(火)～2018 年 10 月 26 日(金)

(3) 研修目的(案件目標)

中央政府及び地方政府の行政官、障害者団体を含む NGO 職員等が CBR 及び CBID の考え方、分析や実践手法についての理解を深め、自国において CBR 及び CBID を導入できるようになる。

(4) 研修の到達目標(単元目標)

- 1) 障害の社会モデル、障害者権利条約、当事者運動の重要性について理解する
- 2) CBR マトリックスの各コンポーネント及び障害と開発に関する基礎的な枠組みの理論を理解する
- 3) 地域社会に根差した取り組みを行っている北海道の実践の分析から、地域の民間と行政、当事者といった様々なアクターの連携を理解し、共生社会形成のための具体的な CBR/CBID の実践ができるようになる。
- 4) CBR/CBID を自国において実践するための計画を立てる。

(5) 研修内容

1) 研修項目

以下の研修内容を理論的に習得する講義及び実践を理解する視察。また、獲得した知識を活用するための実習を行う

- ① 日本及び北海道の社会福祉政策及び現状の理解
- ② 障害の社会モデルの理解に基づいた問題分析の視点の習得
- ③ CBR、CBIDを行うための地域社会に根差したアプローチの考え方と実践の理解
- ④ CBRマトリックスを基礎としたCBRの実施内容の理解
- ⑤ 当事者による自立生活の実践と障害者の権利の理解
- ⑥ 上記の学びに基づき、北海道における地域での障害者の支援を通じた地域づくりの実践の見学と分析
- ⑦ 研修で得た知見を活かした帰国後の行動計画の作成

2) 講義、視察、実習。研修実施場所としては、北海道内を想定視察においては行政、民間、障害当事者の連携により障害者の地域参加と地域作りの取り組みの事例を想定。

3) 研修附帯プログラム（当機構が実施するプログラム）

- 集合ブリーフィング
- 来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

(6) 研修員

1) 定員 : 7名

2) 研修対象国 : 7カ国

(エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、パラグアイ、ペルー、ボリビア)

3) 研修対象者 :

障害者の地域社会での社会参加を促進する中央政府及び地方政府の行政官、障害者団体を含む NGO 職員

① 職務内容

中央政府の行政官： 障害者の地域参加を促進する制度設計、運用を所掌すると共に、障害者の参加を通じた地域の発展を支援する実践の導入を目指す意思のある者。

地方政府の行政官： 地方において他の行政、NGO 民間企業等と連携しつつ、障害者の地域参加を促進する制度を運用すると共に、障害者の地域参加を通じた地域の発展に取り組む意思のある者。

障害者当事者団体を含む NGO 職員： 地域において保健、教育、生計、政治参加、エンパワーメント等の分野で障害者の地域参加を促進する実践を行うと共に、活動を通じた地域の発展に取り組む意思のある者。

② 経験

上記職務に関する3年以上の実務経験を有する者。

③ 言語

講義、ディスカッション、各種レポートの執筆ができるスペイン語の能力のある者。

④ 障害当事者の参加も推奨。

2. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整

- 2) 研修の日程、内容に関してコースリーダーとの調整
- 3) 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- 4) 視察にかかる移動手配
- 5) 教材の翻訳、印刷、配付
- 6) 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- 7) 研修員選考への助言
- 8) 当機構その他関係機関との連絡・調整
- 9) 研修の動向、スペイン語の通訳が可能なコーディネータの確保と研修実施に当たっての調整・確認
- 10) コースオリエンテーションの実施
- 11) 研修の運営管理とモニタリング
- 12) 研修員の技術レベルの把握
- 13) 各種発表会の実施
- 14) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 15) 研修員からの技術的質問への回答
- 16) 評価会への出席、実施補佐
- 17) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 18) 反省会への出席
- 19) 講義、見学の評価

- (2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務
 - 1) 講師の選定・確保
 - 2) 講師への講義依頼文書の発出
 - 3) 講義室及び使用資機材の確認
 - 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
(翻訳依頼、印刷、著作権処理を含む)
 - 5) 講師謝金の支払い
 - 6) 講師への旅費及び交通費の支払い
 - 7) 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付
- (3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項
 - 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
 - 2) 見学先への引率
 - 3) 見学謝金等の支払い
 - 4) 見学先への礼状の作成と送付
- (4) 事後整理
 - 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報告書作成
- (5) 留意事項
 - 当機構は、本研修コース実施にあたって、コースリーダーを配置予定です。コースリーダーは実施機関に対して研修内容、日程、研修員への学びへの助言を行います。
 - 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
 - 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

以上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
北海道国際センター
契約担当役 所長 小畑 永彦

提出者 〳
住所
団体名
代表者役職・氏名 印
担当者部署・役職・氏名
連絡先 メールアドレス
TEL

2018年度課題別研修「地域社会に根差したリハビリテーション(CBR)及び地域社会に根差したインクルーシブな開発(CBID)の導入研修」コースに係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので公募参加確認書を提出します。

記

1 組織概要

※ 組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)

2 応募要件

(1)平成29・30・31年度全省統一規格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。同資格検査結果通知を有していない場合は、次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

- ・資格審査申請書
- ・登記事項証明書(写)
(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの)
- ・財務諸表(直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること)
- ・納税証明書(その3の3、発行日から3か月以内のもの)(写)

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

(2)その他の要件: 無

以 上